

1. 件 名：関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉に係る照射燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時：令和2年2月27日 10:04~12:10

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、蔦澤専門職、前澤専門職、岡村係長

関西電力株式会社

危機管理グループ マネジャー 他3名

5. 要 旨

関西電力株式会社から、令和元年12月11日の第47回原子力規制委員会で廃止措置の認可を受けた同社大飯発電所1号炉及び2号炉について、使用済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示のため、廃止措置計画での使用済燃料の評価等について資料1に基づき説明を受けた。

原子力規制庁より、防災業務計画の修正スケジュールについて、当該告示の施行に合わせて直ちに防災業務計画を修正する必要は無く、原子力事業者側で修正する時期を検討するよう伝えた。また、使用済燃料の評価について、「(2) 未臨界性の評価」のみ使用済燃料の燃料本数が少なくなっており、廃止措置計画で燃料本数どのように担保するのか確認するように伝えた。

関西電力株式会社から、再度確認し回答するとのことであった。

6. その他

配布資料：資料1 大飯発電所1, 2号機 廃止措置計画認可に伴う冷却告示への対応について (関西電力株式会社)